

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 31 日 6 信木第 653 号 林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、林道施設災害復旧事業を促進するため、市町村、森林組合等（以下「市町村等」という。）が、災害復旧事業査定用設計図書を作成するに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において「林道施設災害復旧事業」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条の規定により指定された災害等で、被害が特に甚大であると知事が認めるものについて行う次の各号の一に該当する災害復旧事業をいう。

(1) 被害が甚大なことにより林道施設の災害復旧事業費に対する国の補助率が 10 分の 5（奥地に係るものにあつては 10 分の 6.5）を超えることとなるもの

(2) 市町村ごとの当該災害に係る林道施設の災害復旧事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 3 条の規定により決定された事業費をいう。第 3 において「決定事業費」という。）の総額が別に定める金額以上となる場合に係るもの

(経費、補助率等)

第 3 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
市町村等が林道施設災害復旧事業に係る林道事業補助金交付要綱（昭和 34 年長野県告示第 633 号）第 2 第 5 項に規定する林道施設災害復旧事業計画概要承認申請書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に係る委託費又は請負費（契約書又は見積書をもつて確認できるものに限るものとし、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合に係るものを除くものとする。）と 1 箇所ごとの決定事業費の額に次に掲げる区分に従い当該区分に掲げる率を乗じて得た額の合計額とを比較していずれか少ない額	10 分の 5 以内
(1) 1 箇所の決定事業費が 100 万円以下の場合	1,000 分の 205
(2) 1 箇所の決定事業費が 100 万円を超え 500 万円以下の場合	1,000 分の 192
(3) 1 箇所の決定事業費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	1,000 分の 174
(4) 1 箇所の決定事業費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1,000 分の 151
(5) 1 箇所の決定事業費が 3,000 万円を超え 1 億円以下の場合	1,000 分の 116

(6) 1箇所の決定事業費が1億円を超える場合

1,000分の60

2 前項の規定により計算した補助金の額が別に定める金額未満の場合には、補助金は交付しない。

(補助金交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 委託費等実績調書
- (4) 設計委託費等及び事業費内訳
- (5) 委託契約書又は請負契約書の写

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(補助金交付の請求)

第5 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第6 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由)

第7 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由するものとする。